

令和5年度 第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会  
(対面・オンライン開催)

- 日 時：令和5年10月11日（水）10時00分より
- 場 所：防災情報センター 災害対策本部室
- 出席委員：福田委員長、小田川副委員長、平田委員、藤浪委員、阿部委員、  
岩谷委員、中村委員、中田委員、山下委員【9名】
- 欠席者：星野委員、川島委員、大西委員、村田委員【4名】
  
- 事務局：波戸副市長、簗野センター長、地下副主幹、小林係長、秋山係長、吉岡
- 庁内連絡会：中村企画経営課長、仲田平和と人権課長、西垣納税課長、  
浅川都市計画課長、中沢産業振興課長、長谷川生活福祉課長、  
高尾健康課長、佐々木保育課長、萩原発達・教育支援課長、  
熊澤子ども家庭支援センター長、松田福祉政策課長、飯倉子育て課長、  
馬場教育部統括指導主事、釜堀庶務課長、  
田中教育部参事（生涯学習課長事務取扱）、坪田教育指導課主幹
- 事業進捗説明者：田中教育センター事務長
- 欠席者：成澤学務課長【1名】

【配布資料】

- 資料 1-1 第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針冊子(第2版)・リーフレット配布報告
- 資料 1-2 配布先一覧（最終）
- 資料 2-1 令和5年度子どもの貧困に関する職員研修 開催通知
- 資料 2-2 令和5年度子どもの貧困に関する職員研修 講演内容詳細
- 資料 3 民生委員・児童委員協議会 夏期研修 概要
- 資料 4-1 ①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（無料塾）
- 資料 4-1 ②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料（無料塾）
- 資料 4-2 基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子ども包括支援センター）
- 資料 4-3 ①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（ヤングケアラー）
- 資料 4-3 ②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料（ヤングケアラー）
- 資料 4-3 ③基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子どもオンブズパーソン）
- 資料 4-4 ①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子ども食堂）
- 資料 4-4 ②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料（子ども食堂）
- 資料 4-5 ①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（教育センター）
- 資料 4-5 ②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料（わかば教室）

資料 4-5③基本方針に関する事業進捗状況記入シート（教育指導課）

資料 5 「日野市子どもオンブズパーソン条例（素案）」に関するパブリックコメントの実施について

当日配布資料 「令和5年度養育家庭（里親）体験発表会」のご案内のパンフレット  
「日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿」  
「庁内連絡会名簿」

## ・1 開会

### 【事務局：簗野】

定刻より少し早いですが、全員揃いましたので令和5年度第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会及び庁内連絡会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

委員長に引き継ぐまでの間、本日の進行役を務めさせていただきます、セーフティネットコールセンター長の簗野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに配布資料の確認をお願いいたします。資料につきましては、推進委員の皆様には事前に郵送で紙媒体でのご送付、また本日も机上にて念のため配布させていただいております。資料の内容は同様になっております。

庁内連絡会の皆様におかれましては、庁内掲示板内スペースにてデータで配布させていただいております。では資料の内容の確認に移りたいと思います。

まず初めに、

・「次第」 A4 片面1枚

・資料1-1 第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針冊子（第2班）リーフレット  
配布報告 A4 両面1枚

・資料1-2 配布先一覧（最終） A4 2枚綴り

・資料2-1 令和5年度子どもの貧困に関する職員研修開催通知 A4 両面1枚

・資料2-2 令和5年度子どもの貧困に関する職員研修講演内容詳細 A4 片面1枚

・資料3 民生委員・児童委員協議会夏季研修概要 A4 2枚綴り

・資料4-1①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（無料塾） A4 片面1枚

・資料4-1②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料（無料塾） A4 2枚綴り

・資料4-2 基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子ども家庭支援センター） A4 片面1枚

・資料4-3①基本方針に関する進捗状況記入シート（ヤングケアラー） A4 片面1枚

・資料4-3②基本方針に関する事業進捗状況の補足資料（ヤングケアラー） A4 7枚綴り

・資料4-3③基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子どもオンブズパーソン制度） A4 片面1枚

・資料4-4①基本方針に関する事業進捗状況記入シート（子ども食堂） A4 片面1枚

- ・資料 4-4②基本方針に関する事業進捗状況 補足資料(子ども食堂)A4 2枚綴り
- ・資料 4-5①基本方針に関する事業進捗状況記入シート(教育センター)A4 片面1枚
- ・資料 4-5②基本方針に関する事業進捗状況の補足資料(わかば教室)A4 両面1枚
- ・資料 4-5③基本方針に関する事業進捗状況記入シート(教育指導課)A4 片面1枚
- ・資料 5 「日野市オンブズパーソン条例(素案)」に関するパブリックコメントの実施について A4 8枚綴り

その他本日配布資料として、子ども家庭支援センターより、10月24日火曜日実施予定の「令和5年度養育家庭(里親)体験発表会」のご案内のパンフレット。

また、内容に変更はありませんが「日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿」、「庁内連絡会名簿」をつけさせていただいております。

以上、欠けている資料はございませんでしょうか。もし不足等ございましたらお声掛けして頂ければと思います。

続きまして、本日の出席者等の報告です。星野委員、川島委員、大西委員、村田委員よりご欠席のご連絡をいただいております。本会議は会場参加とWeb参加併用での開催としておりましたが、今回Webで参加の委員はいらっしゃいません。また本日、日野市子どもの貧困対策庁内連絡会の委員も出席させていただいておりますが、学務課長の成澤委員が欠席となります。従いまして本日の推進委員出席は9名で、委員の過半数を超えておりますので、日野市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱第6条第3項により、本日の委員会は成立となりますのでよろしくお願いいたします。

また庁内連絡会の委員でございますが、本日、事業の進捗等についてご説明いただくために、教育センター田中事務長にもご出席いただいております。田中事務長、よろしくお願いいたします。

また本日UDトークを利用しております。発言される際にはマイクに向かってお話していただければ、文字に残す形になりますのでどうぞよろしくお願いいたします。機械の都合上、マイクの電源は使用時のみ入れていただき、使用しないときは電源をお切りいただきます様よろしくお願いいたします。

なお本日波戸副市長が出席させていただいております。初めに波戸副市長より、皆様にご挨拶申し上げます。波戸副市長、よろしくお願いいたします。

#### 【波戸副市長】

皆様こんにちは、波戸と申します。

本日は第2回子どもの貧困対策推進委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。第1回目は夏休みの前に開催をいたしました。子どもたちが長期休業に入る前に少しでも多く居場所、そして子ども食堂、またその先の支援について子どもたちの手元に届けたいという委員の方からの意見を受けまして、リーフレットを作成いたしました。このリーフレットですが、学校に配布するだけではなく、ゲームセンターであったり、またコンビニエ

ンスストアであったり、子どもたちが行きそうな場所で目に付くところにといいところで、工夫を凝らして配架をさせていただいております。1人でも多くのお子さんがこの夏休みの長期休業中、このリーフレットを手にとって、「ああよかったな」と思っていてくれればという風を感じているところです。

わたしにとってこの1年ですごくうれしい出来事というのは、やはり子どもたちを地域で支えていこうという気運がすごく盛り上がっているのを感じることです。一例ですが子ども食堂。去年は5か所程であったと思いますが、今は9か所にまで増えています。また1か所現在準備中というようなお話も伺っています。また無料塾につきましても、3か所であったのが今どんどんと草の根的に取り組みが始まっております。不登校児の支援についても、まだまだ形態は様々ではありますがフリースクールという、子どもの居場所を支援する取り組みが始まっております。このように1つ1つ横の連携を取りながら子どもたちを支える仕組みというものを作っていけたらいいなという風に思っているところです。

また本日につきましてはこれまでの振り返り、また今の日野市の最新の状況について皆様方と共有する会となっております。ぜひ皆様方、現場のお声をお聞かせいただきながら、ともに日野市の子どもの貧困対策、しっかりと進めて行きたいと思っておりますので、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局：簗野】**

波戸副市長、ありがとうございました。

それではここからの議事進行につきましては、福田委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

**【福田委員長】**

皆様おはようございます。

それではお手元の次第に沿って進めてまいります。

初めに傍聴についてですが、本日傍聴希望はございません。

それでは次第の1、第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針冊子（第2版）及び、子ども向けリーフレットについてに進みます。事務局お願いいたします。

**【事務局：地下】**

それでは事務局地下より、第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針冊子（第2版）及び子ども向けリーフレットについてご説明いたします。資料1-1、1-2をお手元にご準備ください。

まず前回6月25日に開催しました第1回委員会にて、完成に近いものをお見せしました。その後掲載する情報の最終調整を行い、完成したものを各学校にお届けし、7月中旬から入る夏休みの前に市内の小学生、中学生、高校生の手元に配布することができました。7月下旬から8月上旬にかけては、市内公共施設及び民間施設に配布。また、この後の議題でも説明しますが、7月26日に開催しました民生委員・児童委員協議会研修でも配布いたしました。配布先につきましては資料1-2をご参照ください。リーフレットはこちらの配布先一覧

に掲載しております全施設に配布し、冊子につきましては令和4年度に配布できていない施設を中心に配布いたしました。内訳としましては、公立の小学校17校、中学校8校、高等学校3校、保育園・幼稚園・子育て広場等76施設、図書館・児童館・公民館・学童クラブ等の市内公共施設64施設、また先ほど副市長からもお話がありました通り、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、駅、ゲームセンター等の民間企業施設31施設、また市内福祉施設22施設に配布いたしました。

資料1-1をご覧ください。1-1の下部に記載をしていますが、こちらにJR豊田駅の改札付近、コンビニエンスストア、ゲームセンターでの設置の様子を掲載しております。設置いただいた後、状況確認に行きましたところ、コンビニエンスストア、ゲームセンターともに、小学生版の減りが早いという状況が確認されたほか、コンビニエンスストアの店員の方からは、小学生版は子どもの周辺の大人、親や祖父母世代の方が手に取る様子がよく見られたと報告を受けております。コンビニエンスストアは全て無くなっている状況のところもあり、公共施設だけではなく、不特定多数の方が利用する民間の商業施設にも設置することで、より多く手に取っていただけることがわかりました。

今後の課題につきましては、場所によってはラック等の配架する場所がなく、テーブルの上に置いていることでほこりをかぶり、汚くなってしまっているものがあることや、小学生・中学生・高校生世代版と、3種類見える状態で配架できていない場所があるなどの状況が見られました。今後は設置場所の指定のご相談や、簡易的な掲示板ラック等を提供するなど、より確実な情報発信ができるように努めていきたいと思っております。今後子ども包括支援センターの開設などにより、リーフレットに掲載している子どもに関する事業の内容が変わっていくため、定期的に見直しを行うことや、今回のような紙媒体とデータでの提供のハイブリッドで行くのかなど配布方法の見直しを行い、今後も継続して情報を広く当事者へ届けていけるように努めていきたいと思っております。ご説明は以上になります。

**【福田委員長】**

説明ありがとうございました。

質問はございますでしょうか。かなり広く配布されているということがご報告いただきました。また設置の状況のフォローアップ、確認ということもされているようで、改善点も見えてきているようです。

いかがでしょうか。冊子の配布、媒体、配布方法の再検討などについてのご意見ございましたでしょうか。ご提言も含めてご提案等よろしいでしょうか。

**【岩谷委員】**

コンビニエンスストアの写真を見ると、自衛隊の募集のところに入っているというのはとても気になります。やはりラック等の配布も含めて、市の方でいろいろ協議いただきたいと思われました。

**【福田委員長】**

ありがとうございました。

ラック及び配置場所の増設も含めてですけれども、何か今後の計画はございますでしょうか。

**【事務局：地下】**

今お話しをしました通りですが、コンビニエンスストアによっては無理を言って置いていただいているところもあり、ここしか置く場所がないという状況でした。しかしながらやはり種類が異なるものですので、もう 1 種類同じようなラックをこちらで用意すること等も考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

**【福田委員長】**

これは私の個人的な感想ですが、残数を随時ある一定数キープできるように補充すること、それとコンビニエンスストアというのは今子どもたちにとってかなり意味ある場所として、いろんな意味で活用されていて、コンビニエンスストアの方が貧困対策のパンフレットを置くというようなことについて、結構前向きなのか、仕方がないなっていう感じで置かせていただいているのか。そのあたり趣旨をうまくコンビニエンスストア側に伝えることで、コンビニエンスストアに来る子どもたちの様子を素早くキャッチできる、かなり有効な場所になるのではないかなとも思えます。その為今後こういう活動、事業が展開する中で、子どもたちのインフォーマルなところで集まれるコンビニエンスストアをうまく対策につなげられるような、そんな工夫がされたらまた違ってくるのかなというような、私の印象です。

**【平田委員】**

配布場所についてですが、私の場合子ども食堂おむすびキッチンをやるに当たり、福祉センターや公民館でやる際には、お隣の児童館とかには冊子が置いてあるのですけれども、地区センターというようなところには置いていないなと思っております。春休みとか夏休みとかにも開催しております、70人・80人の子どもたちがやってきます。

その時、地区センターでやる時に、さりげなく置いてあるといいなと思えます。児童館の先生にお話を伺うと、50人子どもがくれば、そのうちの最初は 1 割だったんですけど今は 3 割、約 15 人、本当に朝から何も食べていないで来る子がいるということでした。私どもは地区センターでもやりますので、ぜひそこにも置いていただけたらと思えます。よろしくお願ひします。

**【福田委員長】**

ありがとうございました。

**【阿部委員】**

うちの施設では、このパンフレットを壁にこのまま取りやすいように貼っています。その際に「これ何？」と子どもから問い合わせがありました。なのでこのパンフレットをそのまま大きくしたバージョンのポスターを 1 個、どんって貼ってある前にこのパンフレットがあると、子どもが、「これ何？ああそういうことか」とわかるので良いかなと思えます。私はどうしても子ども目線になってしまうのですが、置けるところでラックというお話がありましたけど、コンビニなんかはラックで十分ですが、施設の場合は目立つ、子どもの目に入

るってというのが大事かなと思うのでご検討いただければなと思いました。よろしく願いいたします。

**【福田委員長】**

ご意見ありがとうございました。

それでは次第の1は終了いたしまして、続きまして次第2に進みたいと思います。次第2、令和5年度日野市子どもの貧困に関する職員研修についてに進みます。事務局、説明をお願いいたします。

**【事務局：簗野】**

事務局の簗野でございます。

次第の2、令和5年度日野市子どもの貧困に関する職員研修についてご報告させていただきます。資料につきましては、資料2-1及び資料2-2をお手元にご用意いただければと思います。

前回の委員会時に皆様から頂きました意見を踏まえまして、今年度は資料2-1の開催通知の記載の通り、対面形式での開催とさせていただくことを予定しております。実際に現場で活躍される方のお話を聞く機会であるとか、講演でのインプットに留まらず、グループディスカッションでしっかりとアウトプットの時間を設けた内容で実施する計画とさせていただいております。

開催時期についても、参加職員の負担を考えまして、年度末の繁忙期を避けて、より集中して研修に臨んでいただけるように12月の初旬ということで選定をさせていただきました。内容といたしましては、3部の構成とさせていただいて、第1部で子どもの貧困について社会全体の状況や動向、日野市の現状、そして実際の現場の様子をお伝えさせていただく形を取ります。そして第2部につきましてはグループディスカッション。第1部で得た情報を踏まえて他の課の方とどういうことが自分の所属課でできそうか、どんな課題があるかなど、考えたことや感じたことを率直にアウトプットしていただいて意見交換をしてもらうことで、さらに多くの気づきを得てもらいたいという考えで第2部を構成しております。そしてまとめとして第3部で市職員として具体的に何ができるかなど、グループディスカッションをする中で感じた疑問への答えを導くヒントになるように、庁内や外部機関、他自治体との連携体制の気づきなど、社会的養護につながることを未然に防ぐような、市職員として何ができるかなどのお話を講評とともにさせていただくことを計画しております。各部の具体的な講演内容等は、お手元の資料2-2の方をご参照いただければと思いますけれども、今回は研修の講師として当委員会の小田川副委員長と、阿部委員にご参加いただくことになっております。当日講師としてお話ししていただく小田川副委員長と阿部委員より、当日市職員に伝えたいことであるとか本研修に期待する点など、ぜひ一言ずつお話をいただいでよろしいでしょうか。小田川副委員長からお願いいたします。

**【小田川副委員長】**

第1部の最初の総論のところと、第3部のまとめのところを私の方で担当させていただきます。

ます。

一番最初の総論のところは、やはり日本は先進国だと私たちは思ってきたわけですが、周りを見れば貧困状況も広がってきているということで、子どもの貧困の状況が日本全体で見たらどうなっているのか、世界の国と比べると今どうなっているのか、そのあたり大きな視点からまずはとらえてみようというところで導入の部分をお話させていただこうと思います。

第2部で皆さんにディスカッションしていただいた後、どんなお話があったのかなどを伺った上でまとめのところのお話をさせていただきますけれども、ここではこれまでなかったワードが出ております。社会的養護というテーマを入れさせていただいております。これは虐待などを受けて家庭で育ててもらえない子どもたちを施設であるとか、里親さんのところであるとか保護をして養育していくという制度になっております。これは本当に虐待があった場合、もうそこで生活していると危険ということで、そういう場合社会的養護で安全なところでしっかり育てていくというようなところが大事になるわけですが、そうしますとやはり子どもたちは家族から離れるだけではなくて、学校からも地域からも引き離されるということになってしまいます。ある日突然、今日はお家に帰るんじゃないよということで、児童相談所、1次保護施設に保護され、その後里親や施設が決まったら今度はこっただよってというふうなことでまた移動していくということで、子どもたちは安全な場所に移動するというプロセスの中で、2回予告もなく突然居所を移動しなければならないということが起こるわけですね。そうするとその後心を回復していくというのは中々支援の上でも大変ですし、子どもたちもかなり苦勞をするということがあります。ですのでそういった保護、必要な時は必要なのですが、そういった状況に至る前に虐待が起こらないように子育て支援をする、また子どもたちを支援する、そこは地域でしっかりと応援していくことで子どもたちが地域の中で周りの人との関係を繋ぎながら育っていく、そんな環境ができていくのかなという風に思っております。そういうことで社会的養護ということについても知っていただきながら、それも大事だけでもその手前のところでしっかり子育て支援、子ども支援をやっていきましょうというような話を、まとめのところさせていただこうと思っております。

【事務局：籾野】

小田川副委員長ありがとうございました。

【阿部委員】

私の方では1部で、子どもの貧困に関する現場で感じる子どもたちの様子と、向き合い方ということでお話をさせていただきます。私の方からは今のほっとも高幡の現状だったり、子どもから直に聞く困っていることや、求められていることをデータとして皆さんにわかりやすくお伝えできればなと思っております。実はコロナ禍から子どもの状況が本当に変わっております。一番変わっているのはやはりメディアでも言っていますが不登校さんがとても増えております。うちの施設ではいろいろな連携機関から推薦されてお預かりして



いる子どもがいますが、今半分近く不登校です。不登校の子は、ただ昔みたく引きこもりでお家にいるだけではなくて、人と接することを求めている子が増えています。というのは時間の費やし方、ゲームだったり携帯だったりにも飽きてきて、段々コミュニケーションを取りたくて、「ご飯ある？勉強ちょっとしたいんだけど」といった声も最近増えているのが現場の実状です。それに伴いどうやって支援をしていくか、時代のニーズにあった支援の仕方を、うちのほっとも高幡の現実を踏まえて皆さんにお伝え、共有できればなと思っていますのでよろしくお願いいたします。

【事務局：簗野】

阿部委員ありがとうございました。

日野市における子どもの貧困対策について、深い知識であるとか見識、ご経験をお持ちの2名の方からお話をいただくことで、1人でも多くの職員の子どもの貧困対策についての意識が深まるきっかけになるように進めて行きたいと思っております。事務局からは以上でございます。

【福田委員長】

説明ありがとうございました。そしてお2人の講師の先生、コメントありがとうございました。

この次第2について、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点質問なのですが、この研修は対象の方は各課1名ということになると総勢で何名ぐらいの規模になるのでしょうか。

【事務局：簗野】

各所属1名ということだと、おおよそ50名程度の規模になります。以上でございます。

【福田委員長】

この50名の方に参加していただいて、対面でグループワークも含めてかなり専門的な知見も含めて伝達するという研修になって、とても素晴らしい研修を計画されているなということを感じたと思うんですね。この内容は伝達講習のような形で各課に戻ってから参加された方がその課で何か学んだことをフィードバックするような、そういった機会はこういう職員研修の場合はどのようにされているのでしょうか。

【事務局：簗野】

基本的に職員研修については各課それぞれ、外部で受けるものも内部で受けるものも、課を代表して受けていただくものなので、各所属で各職員にフィードバックするような形でやられていると思いますが、今回は所属長の判断で参加者を選出していただくような形をとりますので、研修の中でぜひ今日受けた内容について各課の職員にフィードバックするようということで伝えていただければと思います。

【福田委員長】

研修を受けるというのはかなり時間的な制約もあり、特に対面の研修に参加するというのは負担が大きくなるとは思いますが、どうでしょうか。こういう研修をすべての方に伝える

意味で録画等をしておいてオンデマンド研修のような形でいつでも任意に好きな時に研修内容の全部とか一部を視聴できるような、そういうような工夫も今後の研修会の在り方として検討されてはいかがでしょうかというのが意見でございますが、何かそれについてはアイデアというのはございますか。

**【事務局：地下】**

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、内容の充実したものとなりますので、そういった録画等も方法として検討していきたいと思えます。

内容については庁内掲示板に上げていくなど、多くの職員の方に伝わるような方法を考えに行けたらと思えます。ご意見ありがとうございます。

**【福田委員長】**

職員向けの研修ではございますが、内容的には一般の方々にもとても有意義な研修内容になっているのではないかなと思えますので、何らかの形でぜひ多くの方々に、広く研修の内容が広がっていくことを願いたくと思えます。

それでは次第2はここまでいたしましたして、続きまして次第の3、令和5年度日野市民生委員・児童委員協議会夏季研修についてに進みます。事務局、説明の方をお願いいたします。

**【事務局：地下】**

こちらは福祉政策課が所管する研修となりますので、福祉政策課及びセーフティネットコールセンターの方からご説明させていただきます。

まずは福祉政策課長松田委員をお願いいたします。

**【庁内連絡会：松田委員】**

それでは令和5年度日野市民生委員・児童委員協議会夏季研修について、お手元の資料3に沿ってご報告の方をさせていただきます。福祉政策課の方では、夏季研修の開催概要と子どもの貧困を今回のテーマとさせていただいた経緯についてご説明の方をさせていただければと思えます。

まず開催概要でございます。夏季研修は2023年7月26日、ひの煉瓦ホール2階小ホールにて、子どもの貧困対策をテーマに開催をいたしました。なおこの夏季研修というのは、毎年7月頃に全ての民生委員・児童委員を対象に、相談援助活動を円滑に行う上で必要不可欠な知識・技術の取得・向上を図ることを目的とした合同の研修会という形での位置づけとなっております。

子どもの貧困を今回のテーマとさせていただいた経緯でございますが、第2期の日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の中で、民生委員・児童委員の活動支援及び行政との連携の取り組みというのがございまして、それは子ども・子育てに関する親の精神的な不安の緩和のための事業施策として位置付けられております。本基本計画の概要につきましては令和5年3月に民生委員・児童委員の各地区の会長と副会長に対してご説明をさせていただいたところでございます。その後、民生委員・児童委員の方から子どもの貧困に関する市の現状の取り組みについてもっと詳しく知りたいというお声をいただきましたので、今回の

夏季研修のテーマとして設定をさせて頂いたというものでございます。一旦私の方からは以上でございます。

**【事務局：地下】**

それでは事務局地下より、研修の詳細についてご説明いたします。

子どもの貧困対策について、地域で実際に子どもたちやその周囲の大人たちに関わり、見守りをしてくださっている民生委員・児童委員の方々に、より子どもの貧困について理解を深めていただき、今後のアクションにつなげていただければとの思いで今回の研修の内容について企画・開催をさせていただきました。

実施内容や取り上げるテーマの検討に当たり、セーフティネットコールセンター職員が、民生委員・児童委員の会長会におもむき、子どもの貧困についてどういうイメージを抱いているか、どんなことを知りたいかなどの現状の認識やニーズの確認を行いました。その中で日野市における現状について具体的な数値が知りたい、具体的な事例を聞いてより現場の状況を理解したいというご意見を多く頂戴し、できる限り多くの要望にお応えできるよう、今回は講演とパネルディスカッションという2部構成での実施となりました。第1部の講演では、地下より子どもの貧困について日野市の現状や取り組みを、令和3年に実施しました子どもの生活実態調査等の結果や統計、数値を用いながら簡単に説明し、併せてほっともや無料塾等の具体的な取り組みについてもお伝えすることで、日野市の子どもを取り巻く貧困の実態や市の取り組みについて確認していただきました。そして第2部では、第1部でお伝えした市の現状を踏まえ、実際に現場で子どもと触れ合っている無料塾を開催している市民や学生の方、参加者の代表として主任児童委員の方、そして学識者として本委員会の副委員長を務めておられる小田川先生にもご登壇いただき、5名のパネラーによるパネルディスカッションを3つのテーマで実施いたしました。登壇者や討論テーマの詳細はお手元の資料3をご参照ください。1ページ目から2ページ目にかけて、第1部の講演の内容や第2部のパネルディスカッションの3テーマ及びディスカッションのポイントをまとめております。パネラーからは、それぞれの立場やこれまでの経験を踏まえ様々な意見が飛び出し、今後の支援の在り方についても言及した熱い議論になりました。

ではここで、実際の参加人数、参加した民生委員・児童委員の反響、そして研修を受けての今後の展開等について福祉政策課よりご説明いたします。松田課長よろしく願いいたします。

**【庁内連絡会：松田委員】**

それでは3ページをお開きください。こちらの2つの写真は、当日の様子として上が第1部、下が第2部、それぞれの様子として写真を掲載させていただいているものでございます。

最終ページの4ページをお開きください。当日の参加人数は117名でございました。参加いただいた民生委員・児童委員からの反響ということでございますが、まず市の取り組みについてご説明していただき初めて知ることもあって今後の活動の参考になったというよう

なお声がございました。また 2 つ目としましては、市の説明だけでなくパネルディスカッションで実際に活動しているいろいろな立場の方から実際の活動内容や子どもたちの状況を知ることができてよかったなどの意見をいただいているところでございます。特に民生委員の方から、一方的に説明を受けるだけではなくて、パネルディスカッションで本当にいろんな意見を聞けたということが非常に良かったというようなお声でございました。最後に今後の展開でございます。民生委員・児童委員は地域の方の身近な相談役として相談を受け、支援を必要としている場合には行政や専門機関につなぐ役割を担っていただいております。しかしながら昨今では、地域や家庭での問題が非常に複雑化している状況がございます。そのような状況であっても、民生委員・児童委員としてそういった相談を受け、支援につなげていくという役割を果たすことができるよう、今後も引き続き民生委員・児童委員の活動の充実資する学びの機会を定期的に設けてまいりたいという風に考えているところでございます。報告は以上でございます。

**【福田委員長】**

今、丁寧に研修の開催についてのご報告をいただきました。とても有意義な研修会であったと感じております。

次第 3 について何か委員の方々からご質問・ご感想等ございますでしょうか。

**【小田川副委員長】**

私はパネルディスカッションのところで参加をさせていただきました。今回とても面白いなと思ったのは日野すみれ塾の仁藤さんが、現場がこうですというお話をかなり具体的にエピソードを交えながらお話しくださり、現場の様子がすごく印象に残る形でとてもいい学びの時間になったのではないかなという風に思っております。

またフロアからも疑問に思うことや、先ほどの発言はいかがなものかといった観点のご意見もあり、そこでもう少し考えを深めるような場面があったり、すごくいい研修になったのではないかなという風に考えております。

**【中村委員】**

小田川先生、そのほかの方々にもいろいろとお世話になりまして、私たち民生委員の研修をすることができて本当にありがたく思っております。

私たち子どもからの相談の対応はできるのですが、こちらからいろいろと支援したいと思っても、後ろに保護者がいらっしゃるんですね。保護者の方がぜひうちの子を見ていただきたいという気持ちがあれば、いろいろなところに支援してつなげることができるんですが、それがなくなかなかできないんですね。そういうところがちょっともどかしいと思いました。

いろいろなお話を今回伺って、少し私たちのことも浸透していけばいいかなというふうに思いました。そんなところです。ありがとうございました。

**【福田委員長】**

感想ありがとうございました。

他に何かご意見あるいはご提言等ございますでしょうか。

先ほどの報告の中にもありましたように、今後の展開としてもここに述べられているように、今後も引き続きこのような学びの機会を定期的に設定することが計画されているということですので、より良い研修の実現を願っております。

それではこの次第3は終了いたしまして、続きまして次第の4に移りたいと思います。次第の4、第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に係る事業（抜粋）の進捗等についてに進みます。事務局の方からご説明をお願いいたします。

**【事務局：簗野】**

前回の第1回の委員会の時に、第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の中で掲げた81事業について、その進捗状況をご報告させていただいたところでございます。本日は全81事業の中で、前回委員会の時に推進委員の皆様から特にご質問が多かった事業を中心に取り上げさせていただいて、最新の状況として共有をさせていただきたいと考えております。

そういった意味で本日のトピックとして、まずセーフティネットコールセンターからは冒頭で副市長から申し上げた通り、無料塾についてでございます。2点目は子ども家庭支援センターから、子ども包括支援センターみらいくの準備状況等についてでございます。3点目福祉政策課からは、子どもオンブズパーソン制度及びヤングケアラーの支援についてでございます。4点目子育て課よりは、子ども食堂の部分です。こちらも冒頭波戸副市長の方で申し上げた部分でございます。5点目教育部よりは、不登校児童・生徒等への対応についてということで、以上5点を取り上げ、ご説明できればと思います。それぞれ担当課よりご報告させていただきますけれども、ご質問などは最後にまとめてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速、初めにセーフティネットコールセンターより、無料塾について最新の状況をご報告させていただきたいと思います。資料につきましては、お手元の資料4-1①および②をご覧くださいければと思います。

令和5年10月1日、本日現在私どもセーフティネットコールセンターが把握している無料塾が9か所ございます。令和5年度から日野市子どもの学習支援事業補助金という事業者に対する補助金を拡充しております。こちらは施策ナンバー1206にある【地域でわかりやすい学習指導を実施する民間団体の補助等支援の実施】について、着実に展開しているところでございます。

具体的に拡充をした内容ですが、まず補助対象経費の拡大ということでございます。年間3万円であったものを月1万円にし、年間上限を12万円に拡大をいたしました。それと、今まで対象の事業が学習支援だけだったのですが、それに体験活動等も含めました。また対象の経費も教材費・消耗品だけだったのですが、講師料や会場費用、光熱費等も加えさせてもらったところでございます。

そういったところで着実に広報活動等していく中で、9月末に補助申請を締め切った時点で

7団体よりご申請がありました。昨年の補助団体としては1団体でしたので、大幅な拡大という形になりました。冒頭で波戸副市長の方からお話がありました通り、子ども食堂とともに、無料塾についてもコロナに対する課題意識が市民の中に浸透していて、それにより地域が非常に活気づき、そこに我々の補助制度がうまく結びついてつながったというところがございます。今後も広報活動の強化に努めて行きたいと思っております。セーフティネットコールセンターからは以上でございます。

続きまして、子ども家庭支援センターから、子ども包括支援センターみらいくの準備状況等についてご説明をいただきます。お手元には資料4-2をご用意いただければと思います。

それでは子ども家庭支援センター長の熊澤委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

【庁内連絡会：熊澤委員】

資料の4-2で説明をさせていただきます。

子ども包括支援センター、愛称【みらいく】というものを市役所の横に建設中でありまして、令和6年度の初め頃にオープンをする予定でございます。その中の機能としまして今日ご紹介をさせていただくのは、総合相談窓口「子どもなんでも相談」の設置ということでございます。その中でも機能はありまして、中高生世代の居場所であるとか、後は乳幼児の子育て広場というようなものを併設して行く予定でございますが、本日は子どもなんでも相談についてご紹介をさせていただきます。

シートの現在の状況についてですが、まず最初1点目で、児童虐待件数が右肩上がりです。上昇している（国全体と同様）ということがあります。数字を申し上げますので必要に応じてメモをお取りください。日野市における児童虐待の過去3年間の相談件数ですが、令和2年度が378件、令和3年度が731件、令和4年度が908件、令和5年度はおそらく1000件を超えるであろうペースで続いております。全国的にも児童虐待の件数は32年連続で最多を更新しているということです。そのうち令和3年度には全国で虐待死が74人（心中以外による虐待死50人、心中による虐待死24人）であったとのことなのですが、心中以外の虐待死50人のうち0歳児が24人で48%ということがございます。従いまして余談にはなりますが、お配りさせていただいたカラーのチラシの令和5年度日野市児童虐待防止講演会、乳幼児虐待死をどう防げるかというようなテーマで講演会をしようと思っております。令和4年度の時には神明の方で墜落出産のような形で死亡したというようなこともありました。そういったことも踏まえてどう社会全体で防げるのかということをお話をしていきたいと思っております。その他数字です。児童人口における虐待件数の割合ですが26市の平均は1.5%。日野市はなんと3.1%、26市中ダントツで一番の虐待件数となっております。3%に達している市はございません。これはいい意味で社会的な認識が高まり、通告が非常に多いという事です。学校や社会福祉施設等から通告が非常に多いです。それと日野市のもう1つの特徴が、全国平均で一番多い虐待が心理的虐待で59.1%なのですが、日野市の場合一番多いのは身体的虐待の46.8%。全国平均は23.6%なので倍以上の身体的虐待に対応していると、これはちょっとしたことも見逃さないという対応の表れだと思っていただければと思

います。シートの方に戻りますが、現在の状況としまして2点目、児童虐待防止のために母子保健と児童福祉の組織を一体化して、妊娠期から18歳未満まで切れ目のない支援をしようと考えております。そういった相談窓口を設けようと思っております。18歳未満とありますがこれはおおよそでございますので、それを超えていたとしても柔軟に対応していきたいと考えております。オープンの時期はみらいくがオープンする令和6年度初めごろという風に考えております。

特徴といたしまして今後の展開というところの2つ目なのですが、相談方法が電話や面談、メール、そのほかに市内公立の小中学生にはGIGA端末として、クロームブックがお渡しされているということでございますので、今その1人1台端末から相談ができるというようなことで教育委員会と調整をしております。学校でのいじめがあった場合等に備えて、教育委員会とその流れを調整していくことで考えております。後程、福祉政策課の方からもご説明がありますが、加えて子どもの権利救済として今後の展開の3つ目にあります、子どもオンブズパーソン制度についても、その窓口を子ども包括支援センターの子どもなんでも相談が担っていくという風になっております。併せて最後ですが、子ども家庭支援センターと申しますと虐待対応の部署というイメージが非常に強く付いてしまっているかなと思っております、いかに相談の敷居を下げる、どんな相談でもしていいんだよというところをいかに浸透させていくかが工夫のしどころかなと思います。そういったところでご意見があれば教えていただきたいなと思っております。説明は以上となります。

ありがとうございました。

**【事務局：簗野】**

熊澤委員、ありがとうございました。

続きまして福祉政策課より、ヤングケアラー及び子どもオンブズパーソン制度につきましてご説明をいただきます。お手元には資料4-3の①から③をご用意いただければと思います。それでは松田委員、どうぞよろしく願いいたします。

**【庁内連絡会：松田委員】**

では福祉政策課の方から、ヤングケアラーと子どもオンブズパーソン制度、それぞれについてご説明させていただければと思います。

まずヤングケアラーの支援の体制整備に向けた取り組みということで、資料4-3の①のシートをご覧ください。

まず現在の状況でございます。令和3年度末にヤングケアラー支援検討会というものを設置いたしまして、現在までに会議を5回開催をいたしました。ヤングケアラー支援に資する市の既存事業の洗い出しであるとか、ヤングケアラーコーディネーターの設置の要否、市内のヤングケアラーの実態把握調査の実施に関する事、こういった内容について検討会の中でいろいろと議論をしてみました。令和4年7月には、民生委員・児童委員を対象にヤングケアラーの研修会を実施しております。これは先ほどご説明した夏季研修のちょうど1年前の夏季研修のテーマとして、ヤングケアラーをテーマとして研修会を実施し

たということでございます。令和4年10月にはヤングケアラー実態把握調査というものを実施をいたしました。調査の概要でございますが、市内の公立の小学校6年生と公立の中学校1年生から3年生までを対象にしたアンケート調査でございます。対象者は5,695人、回答者は3,036人で回答率53.3%ということでございます。こちらの調査の結果、家族の中にお世話をしている人がいると回答したお子さんは218人、7.2%で、そのうちお世話を大変と感じていると回答されたお子さんは、その半数以上の65.7%おりました。その一方でそのことを誰かに相談したことがあるかという質問に対して、あると回答したお子さんは28%と3割以下であったことから、家族のお世話をしているそれを大変だと感じている子どもは市内に一定数おり、そのような場合であっても本人から誰かに相談できていないという状況が明らかになっております。その下ですが、令和5年7月から8月にかけては、東京都のヤングケアラー支援マニュアルというものがございまして、そちらを庁内関係各課、市内関係機関の方に配布をさせていただいたところでございます。現在これは実施中でございますが、令和5年10月2日から10月31日にかけて、日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方(素案)に関するパブリックコメントを実施しているところでございます。素案の内容につきましては、資料4-3の②を補足資料として添付させていただいておりますので、後程簡単に触れさせていただければと思います。

今後の展開でございます。令和5年度中に日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方を策定いたしまして、ヤングケアラー支援の体制整備を推進していく上での市の基本的な方向性や考え方を明らかにしたいと考えているところでございます。また同じく令和5年度中に、ヤングケアラー認知度向上に関する具体的な取り組みとして、子ども向けのヤングケアラーに関するパンフレットの作成、そしてヤングケアラー講演会を実施したいと考えているところでございます。そのほか、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいてから支援へのつなぎまでの間の対応において、そのいわゆる核となる人材としてヤングケアラーコーディネーターの設置についての検討も行いまして、ヤングケアラー支援体制の整備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

では恐れ入りますが資料4-3の②の素案の方をご覧ください。素案の6ページをお開き願います。6ページから7ページにかけて記載している内容では、令和6年度以降の日野市におけるヤングケアラー支援のための基本的な考え方と、その方向性の案をお示ししたものとなっております。では6ページの(3)の基本的な方向性というところをご覧ください。基本的な方向性として、「あ。」から「え。」までの4つの柱を掲げております。

1つ目の「あ。」は、ヤングケアラーの認知度向上、理解促進のための取組の推進といたしました。その「あ。」の柱の考え方といたしましては、市が実施した実態調査の結果などから、やはり現状においては子どもが自ら周囲の大人にヤングケアラーであるということを相談してくるケースはやはり少ないという風に考えられます。ですので、まずは子どもだけではなく、周囲の大人もヤングケアラーについての知識や理解を深めていただいて、ヤング



ケアラーの子どもたちのことを早期に気づいてあげることが重要と考え、1つ目の柱とさせていただきます。具体的な取り組みといたしましては、市民向けの講演会の他、支援に携わる関係機関向けの研修会、後は子どもを対象としたさらに幅広の実態把握や啓発事業なども想定しているところでございます。

2つ目の「い。」は、ヤングケアラーの相談体制の充実を図ることといたしました。「い。」の柱の考え方といたしましては、1つ目の柱の周知啓発とパッケージで行う取り組みと考えております。子どもが相談をしたいと思った時に、いつでも相談を受けて子どもに寄り添った対応ができる相談体制の構築がやはり必要であると考えておまして、2つ目の柱とさせていただきます。具体的な取り組みといたしましては、さきほども子ども家庭支援センターの方からございました子どもなんでも相談であるとか、この後ご説明をする子どもオンブズパーソンの制度の新設を予定しているところでございます。7ページをお開き願います。

3つ目の「う。」でございます。ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築といたしました。「う。」の柱の考え方といたしましては、ヤングケアラーに対する支援は、子ども本人だけではなくてやはりその家族も含まれますので、双方向から家族全体を支援する視点の支援が必要と考えてございます。そのためには支援に携わる様々な分野の関係部署、関係機関の連携が必要であるという風に考えておまして3つ目の柱とさせていただきます。具体的な取り組みとしましては、先ほども少しお話させていただいたヤングケアラーコーディネーター、こちらを核とした支援の基盤づくりの検討を進めてまいりたいという風に考えているところでございます。

最後4つ目の「え。」ですが、各分野の既存事業、連携施策にヤングケアラーへの視点を取り入れ支援につなげるとさせていただきます。この「え。」の柱の考え方といたしましては、ヤングケアラーの支援をより実効性のあるものにするためには、やはり各行政計画の中にヤングケアラーの視点を組み込んで、必要に応じて進捗管理等をしながら実施していく必要があるという風に考えておまして4つ目の柱としたものでございます。具体的な取り組みといたしましては、各分野の基本計画・基本方針の中で順次ヤングケアラー支援の具体的な考え方とか支援策を落とし込んでいきたいというふうに考えております。またヤングケアラーの基本的な考え方、ご説明した内容につきましては、次期の子ども計画に統合して、子ども支援施策の1つとして位置づけ、推進をしてまいりたいという風に考えているところでございます。ヤングケアラーの説明は以上でございます。

では続きまして、資料4-3の③をお開き願います。トピックとしては、仮称子どもオンブズパーソン条例の制定に向けた検討というシートでございます。詳細につきましては、次第5の中でご説明をさせていただきますので、このシートにつきましては簡単に触れさせていただければと思います。

まず現在の状況でございます。まず都内において同様の事業を実施している先進自治体へのヒアリング、それと視察の方を実施させていただいたところでございます。具体的には小

金井市、国立市、世田谷区、目黒区などでございます。

2つ目でございますが、制度の基本的な枠組みと具体的な事務のフロー、そして子どもオンブズパーソン条例の素案を作成いたしまして、現在庁内関係各課、それと教育委員会、子ども・子育て支援会議などに対して制度案の概要説明を行い、ご意見をいただいているところでございます。本委員会についてもその一環として、ご説明の方をさせていただいているものでございます。

3つ目でございますが、日野市子どもオンブズパーソン条例素案に関するパブリックコメントを現在実施中でございまして、先ほどのヤングケアラの基本的な考え方と同様に、10月の2日から10月の31日までの間実施をしているところでございます。今後の展開でございますが、制度案や条例素案に対するパブリックコメント等の意見も踏まえまして、令和5年中に制度案の内容を決定したいという風に考えているところでございます。その後、仮称子ども包括支援センターみらいくの開設に合わせて、条例と規則の整理、そして子どもオンブズパーソンとなる方の人選の手続きを進めてまいりたいという風に考えているところでございます。パブリックコメントの内容については、後程次第の5の中でご説明をさせていただきます。ご説明の方は以上でございます。

**【事務局：簗野】**

ありがとうございました。

続きまして、子育て課より子ども食堂についてご説明をいただきます。お手元の資料についてですが、資料4-4の①と②をご用意いただければと思います。

それでは飯倉委員、よろしく願いいたします。

**【庁内連絡会：飯倉委員】**

私の方からは、子ども食堂の補助金を創設したということを中心に説明をさせていただきます。

資料4-4の①をご覧ください。市内の子ども食堂に関しては、かねてより活動されている団体がいらっしやいまして、私どもの方では子ども食堂連絡会などを開催し、情報交換の場などを設けていたところでございます。今年6月の議会の方で議決いただきまして、7月より子ども食堂推進事業補助金を創設いたしました。4月1日にさかのぼって適用という形にしてございます。

補助の内容といたしましては、運営費及び開設または事業を拡大する際の設備整備費ということになってございます。こちらにつきましては、現在5つの団体から申請をいただきまして、交付手続きを取っているところでございます。予算がまだ少し残っているところでもありますので、11月頃にもう1度告知をして、追加の交付を呼びかけていきたいと考えてございます。

こちらの子ども食堂さんの事業の補助金を創設するに当たりまして、子ども食堂の役割について少し考えたところです。子ども食堂という名前ではありますので、子どもへの食の支援、貧困の支援というようなニュアンスがどうしても付きまといまいますけれども、それだけで

はなくて子どもの居場所としても機能しているのかなと考えております。そのために安定的な運営、定期的な運営ができるようにということでの補助金の創設でございます。子ども食堂さんにつきましては、本当にいろいろな考え方をお持ちです。行政が手を出していろいろ指示をしていくものではございませんので、自主的に活動されている中でそれぞれに本当に特徴がありまして、どういった方を対象にし、どういった活動をしていきたいという思いがそれぞれございます。そちらについて最大限尊重するような形で行政の方では見守り支援をしていきたいと考えているところでございます。

補助金の申請は今 5 団体とお伝えしましたが、活動している団体はもう少しございます。現在把握している団体としては 9 団体、それから 10 月中には 1 団体が活動を開始すると聞いておりますので、10 月の末時点では 10 団体になるかなと考えております。その他相談が来ているところが 3 件と書いてありますが、1 団体が開設しましたので 2 件ということになってございます。

こちらの活動につきましては、やはり必要とする児童に伝わるようにということで、活動案内のチラシなどを近隣の児童館でも配布をしてございます。また校長会の方にもお邪魔しまして、近隣の学校にチラシを貼らせてもらえないかというようなご相談があった団体もいらっしゃると思いますので、ぜひ協力をいただきたいというお願いをさせていただいたところ です。またそのお願いをするに当たりましては、子育て課の方で活動を把握しているというような形での後押しをさせていただいてございます。またホームページでも今年の 3 月から掲載をしております、このホームページを見た市民の方から、「お米が余ってるんだけど寄付できないか」とか、「たくさんリンゴをもらったんだが寄付できないか」というような問い合わせもありまして、ぜひホームページをご覧くださいまして、迷った時にはフードパントリーへ、またお近くの子ども食堂では是非にということであれば直接にというご案内をしているところです。

今後の展開でございます。子ども食堂につきましては、引き続き子ども食堂連絡会を開催して情報交換、それから新たに開催を考えている団体さんにもご参加をいただきまして、既に開催している団体さんからアドバイスをいただくということもできる場になってございます。この辺はどうしてるのかとか、いろいろな話を聞いていただく場にもなってございます。また今日は子ども家庭支援センターからも虐待防止講演会等のお知らせがございましたが、補助金を出す時に少し条件をつけさせていただいております。子ども食堂は 1 つの場ではございますけれども、色々なものを抱えているお子さんがいらしたときに支援に更につながられるような、そういった場にもなってほしいということで、ぜひこういった研修にも参加していただき、その時の参加だけにとどまらず、それを 1 つのきっかけにして、何か本当に支援が必要な子が必要な支援につながるようになってもらいたいという風に考えてございます。その点では各子ども食堂を開催している団体さんにもご協力をいただいて進めて行きたいと思っているところでございます。私からは以上です。

【事務局：籾野】

ありがとうございました。

5点目であります。教育部より、不登校児童・生徒への対応ということで、わかば教室と校内別室指導支援員の事業についてご説明いただきます。お手元には資料4-5の①・②・③をご用意いただければと思います。

それではまずわかば教室につきまして、田中教育センター事務長どうぞよろしく願いいたします。

【事業進捗説明者：田中教育センター事務長】

私からはわかば教室に関しまして、皆様にご説明をさせていただきます。資料としましては4-5の①・②をご覧ください。

まずわかば教室の所在地、場所でございますが、資料の②、1ページ目の一番下を見ていただくと、所在地が程久保の550番地、旧高幡台小学校の跡地と書いてありますが、旧高幡台小学校の跡地をそのまま利活用して、その中でわかば教室を運営しているということでございます。

わかば教室は①の方をご覧ください。現在の状況の2つ目をご覧くださいと、わかば教室というのは長期間の欠席状況にある児童・生徒が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、様々な活動や体験を通して社会的自立や人とのかかわり方を学ぶことを目指しているものでございます。令和5年8月末現在のわかば教室の通室生は、小中学生合わせて103名です。小学生が42名、中学生が61名ということで、そこに記載をさせていただいております。10月になりましたのでそこには記載が間に合いませんでしたが9月末の人数を申し上げますと、若干増えておりまして合計で110名でございます。内訳は小学生が45名、中学生が65名、このような状況で運営をしております。

わかば教室では、教育活動の中で子どもの遊びですとか学び、体験機会を提供するとともに、個々の学力の向上にも取り組んでいるところです。皆様に現在の状況としてお話をしたいのは、わかば教室では自主性や主体性を育むことを目指しまして、栽培ですとか音楽などを異なる年齢層との体験学習を通して、自分でやりたいことを考えて決める授業時間を設定している所でございます。異なる年齢というのは、小学生と中学生と一緒に学習する機会がありますので小学生と中学生が一緒であったり、小学生につきましても学年がまたがったような状態で同じ教育活動をしているところでございます。自分が好きなことややりたいことは何か、これらを見つけ自分に合ったやり方を実践する時間のことです。テーマを設定するのに迷っていてなかなか決められない子どももおりますけれども、悩む時間や考えている時間が自分の道を自ら切り開く時間になると考え、われわれは大切にしているところがあります。

補足の方を先にお話させていただきますと、わかば教室の開室の時間は午前9時から午後2時半まで、これが原則であります。不登校の子どもたちを対象にしておりますのでその時間内であればいつ来てもかまいませんよ、またいつ帰ってもいいですよというような柔軟な対応で運用をしているところでございます。

今後の展開でございますが、8月の25日、要は2学期が始まったところからですが、「オンラインわかば教室」というものを始めました。今年度末までの期間を限定し、次年度以降に向けた検証を行っているところです。在籍校で貸与されるタブレット、クロームブックを使用して、オンラインでわかば教室に出席をするという内容です。学校の登校支援教室などにも登校できず、学校外の通室を希望していても、外出することが難しい子どもであれば、これまでわかば教室に来ることができませんでした。そういった児童・生徒を対象に、わかば教室につなぐことができると期待しまして開始したものでございます。具体的には毎日は今実施できませんので、火曜日・水曜日・木曜日に実施をしております。9時20分から9時30分が朝の会、9時30分から10時が学習時間、14時25分から14時35分がオンラインで帰りの会に参加ということです。オンラインであります但しチャットですので、顔を見せたくない子は声だけでもいいですよというような対応を今しているところです。現在は小学生1名が参加しているに留まっておりますが、今後増えていくことを期待しているところでございます。教育センターからは以上でございます。

**【事務局：簗野】**

ありがとうございました。

続きまして校内別室指導支援員配置事業について、教育指導課統括指導主事、馬場委員、どうぞよろしく申し上げます。

**【庁内連絡会：馬場委員】**

私の方からは、校内別室指導支援員配置事業についてご説明いたします。

先日ニュースにもなりましたが、令和4年度の全国の不登校児童・生徒数が10年連続の増加ということがわかりました。日野市も全国と同じ状況で不登校児童・生徒数が増加を続けている状況でございます。不登校児童・生徒が増加している中、子どもたちの学びの継続や社会的自立に向けまして、個に応じて適切に支援をしていく必要があると私たちは考えております。

令和5年度から実施しております、校内別室指導支援員配置事業は、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して登校できる場所を校内に設置して対応できるよう、人員を配置するものとなっております。

日野市では、令和2年度から三沢中学校で校内登校支援教室「がんばルーム」を開設しておりますが、本事業はこのがんばルーム同様の取り組みを拡大していくものと考えていただければよいかという風に思っています。がんばルームはもともと校内にありました教育相談室、こちらを活用しまして様々な事情によって教室に入ることができない生徒たちが、安心して通える場所として設けられております。これまでの実績では、がんばルームに通うことで徐々に教室復帰ができた例というのもございます。校内登校支援教室の配置として、令和5年度からは中学校5校、小学校1校に支援員と補助員を配置しております。また本事業に該当していない中学校の内、2校では不登校加配教員を配置しております。この2校ではこの不登校加配教員が中心となって、不登校生徒の支援を行っているという状況です。そ

の他各学校ではこれまで行っておりました家庭と子どもの支援員や学力向上支援者等の事業も活用しながら、不登校児童・生徒の支援を行っております。

不登校加配教員や本事業によりまして、がんばルームから始まりましたこの校内登校支援教室も、中学校では7校まで拡大しておりますので、事情により学校に来られない児童・生徒の活用が進むことを期待しております。

校内登校支援教室以外でも、学校では保健室や学習室等で個別対応を行っております。また先ほどお話がありましたが、教育センターのわかば教室、それからオンラインわかば教室、さらに学校では学習者用端末を活用しオンラインでの学習支援などを行っておりますので、このような様々な選択肢を提供することによって子どもたちを支援していきたいという風に考えております。

また資料の補足事項の方になりますが、フリースクールに関しましても令和4年・令和5年度に生活指導主任研修会、生活指導の最先端で一番先頭に立って指揮をする生活指導主任に向けて、フリースクールの職員の方を招いてお話を聞く機会を設けたりもしております。また実際に教育委員会の事務局の方がフリースクールの方に出向きまして、子どもたちの様子なども伺ったりしております。このような形でフリースクールとも連携を図っていききたいというふうに考えております。私からは以上となります。

**【事務局：簗野】**

ありがとうございました。

事務局からの第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針に係る事業の抜粋の報告については以上となります。

**【福田委員長】**

事業の進捗等について丁寧なご説明とご報告ありがとうございました。

各事業の進捗の報告をいただきましたけれども、次第の4に関しまして何かご質問ございますでしょうか。

**【藤浪委員】**

冒頭、波戸副市長からお話がありました通り、今子ども食堂や無料塾、フリースクール、不登校の子ども居場所など、やはり市民が自ら立ち上がって活動を始めた団体が増えてきたなという印象がとても強いです。

現在、子ども家庭庁からかなりの食糧支援がありまして、それをできたばかりの団体にお届けしながらお話を聞くということをしているのですが、皆さんちょっと聞きたいことがあるとか話したいことがあると言って、1回行くと大体2時間ぐらい喋っていくことがあります。すごくやる気があり、なんとかしないとイケないと思って市民が手弁当で立ち上がっていて、すごく日野市民のいいところ、誇れるところだと思うのですが、その人たちがどうやって継続していくか、あるいは情報はどうやって取ればいいのか、行政とどうやってつながっていけばいいのかっていうところをすごく悩んでらっしゃるんだなというところが感じるところです。

実際に伺ったところで、不登校の当事者の方が始めた居場所なのですが、実際に地域のおばあちゃんが孫が不登校なんだと言って相談に来られたところに偶然出くわしました。本当に色々な地域で市民の活動の場所というのが相談に来るにはとてもハードルが低くていいなと思って見ていたんですけれども、それをどうやって必要に応じて公的な支援につなげていくのか、その民間の市民活動を行政がどうやって支えていくのかというのを考えています。

本当に今回子ども食堂のホームページ作っていただいたり、プレーパークのホームページを作っていただいたり、無料塾の補助金を増やしていただいたりと、よく支えて頂いているという実感はありますが、その1歩先、目の前の子どもたち、未来の子どもたちのより良い未来を支えて行くというところにつながるような、1歩進んだアクションを考えていきたいと思いました。

**【福田委員長】**

ご意見ありがとうございます。

**【平田委員】**

藤浪委員と同じように、先ほど申し上げましたように私はおむすびキッチンの活動をしています。私のところにも子ども食堂を考えているという方から「子育て課さんの方からおむすびキッチンさんの方に聞いてみたらどうですかというメールが来ました」という連絡があり、近々、10月14日に夢ふうせんさんのキッチンを借りてあさひがおか児童館さんと一緒に開催しますので、ぜひそこへどうぞという形でお話をしています。

正直なところ、いろんな方が私のところに見学させてくださいと来ています。活動を一緒にやるっていうのはとても大変なことなのですが、日野市の子どもたちの未来につながる、夢につながる事が私たちスタッフみんなの夢なので、頑張ろうねっていう感じでやっています。なので新しくやりたいと思う方の気持ちは大事にして、一体どうやって食品を手に入れたらいいのか、児童館とはどうやってつながったらいいのか、フードバンクってどこにあるのか等の基本的な部分を、活動している中ではあまりお話しする時間がないので、そういう場が設定されたらいいなと私は思っています。よろしくお願いします。

**【福田委員長】**

ご意見あるいはご提言ありがとうございます。

**【小田川副委員長】**

様々な施策の今後の見通しも含め、お話いただきましてありがとうございます。

私今回この資料の中で、ヤングケアラーの支援が具体化されてきたというところ、興味深く拝見しておりました。調査もされまして、今後の施策の柱を示していただいたわけなのですが、方向性の「え。」のところで、必要な支援につなげますという項目がございますね。具体的な取り組みとしまして、各分野行政計画に反映していきますという風にお書きになっているんですけれども、少し具体的な中身が見えないなというところではあります。連携が大事だというのはわかるのですが、具体的にどのようなことをして子どものケアの負担

を軽減していくということになるのか、そのあたりは検討されているのでしょうか。

**【庁内連絡会：松田委員】**

今現状といたしましては、やはり例えば直接お子さんから相談を受けて何か支援につなげるというよりも、むしろその問題を抱える家庭に対して支援をする関係各課が、支援をする関連の中でそういったヤングケアラーを発見するというようなケースが非常に多いという状況でございます。

その中で具体的な支援としては、やはり子どもの居場所になるところにまずは繋げるとか、後はフードバンク、そういったところの支援を組み合わせながら、今その事業の中でできる範囲でやっているというのが現状ということでございますので、今後はやはりそういった既存の事業で不足している部分については、事業の拡充をしたり、新たな事業展開をしたりということも含めて、今後考えていければいいかなという風に考えているところでございます。

**【小田川副委員長】**

ありがとうございます。

データを拝見しましたところ、子どもたちがお世話しているのが、ご兄弟であったりお父さんお母さんということで、意外にもおじいちゃんおばあちゃんじゃないんだなというところが見えました。要するに障害のあるご兄弟であるとか、お父さんお母さんが病気だから兄弟の面倒を見る、あるいはお父さんお母さんの面倒を見るということで、その辺り既存の福祉施設で支援が提供されていない領域なのだという風に思います。実際に子どもたちのケアを軽減しようという事になりますと、既存の福祉サービス、ケアサービスを提供すると言ったところの対象者に当てはまらない、年齢的に当てはまらないとか、そういうことがやはり起こっているのではないかなという風に思います。子どもたちの話を聞くということだけでは実際のところは軽減していきませんので、そのあたり実際に食べ物などを提供するということだけでなく、調理済みのもの、お弁当をお届けするとか、やはり具体的に子どもが助かる施策をうまくプラスして行く必要があるのかなという風に思いました。

ですので既存の制度を活用するというのは重要ではありますが、おそらく新たな方策っていうものがどうしても求められるのではないかなと思いますので、そのあたりご検討をいただきたいなという風に感じました。お願いいたします。

**【福田委員長】**

他に、ご意見よろしいでしょうか。

それではこの次第の4はここまでにさせていただきます、次第の5に進みたいと思います。続きまして次第の5、子どもオンブズパーソン制度についてに進みます。事務局の方から説明をお願いいたします。

**【事務局：簗野】**

次第4でも簡単に触れさせていただいたところではございますが、日野市では子どもオン



ブズパーソン制度の検討を現在行っているところでございます。こちらは第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針という施策体系に基づく主な事業、事業番号 1102 として掲げるものでございまして、前回委員会時にご報告した各事業の進捗報告時にも委員の皆様からご質問いただいているものでございます。本件につきまして、資料 5 を参照していただければと思いますが、先ほどもありました通り 10 月の 2 日月曜日から、10 月の 31 日火曜日までの間において、日野市子どもオンブズパーソン条例（素案）に関するパブリックコメントを実施しているところでございます。ついては、こちらの子どもの貧困対策推進委員会の委員の皆様からも、この場をお借りさせていただいてご意見を頂戴したく存じます。それではここから、子どもオンブズパーソン制度について担当しております福祉政策課長の松田委員、詳細についてご説明改めてよろしくお願ひいたします。

【庁内連絡会：松田委員】

では、日野市子どもオンブズパーソン条例（素案）に関するパブリックコメント実施について、資料 5 に沿ってご説明の方をさせていただければと思います。

事務局の方からもお話ありました通り、現在パブリックコメント実施中ではありますが、ぜひ本委員会の委員の皆様からもご意見をいただければなという風に考えているところです。まず資料の内容ですが、前半が制度全体の概要の説明、それと後半が子どもオンブズパーソン条例の素案の内容と、そちらの逐条解説という形となっております。ご説明の際については、一部ポイントを絞って要約等もさせていただきながら、簡潔にご説明させていただければと思っております。

では 2 ページをお開き願ひます。子どもオンブズパーソン条例の制定の背景と目的でございます。制度創設の重要な背景といたしまして、3 つの事柄を挙げさせていただいております。まず 1 つ目が子どもを取り巻く社会の状況でございます。子どもへの虐待や学校でのいじめというのはやはり現在でも大きな社会問題となっております。現状において子どもの人権をやはり十分に保証されているとは言い難い状況であると言えます。ですので、子どもの人権を守るための相談支援体制の構築というものが急務であるという風に考えているところでございます。2 つ目が、子ども基本法の施行と子ども家庭庁の発足でございます。すでにご存じの方も多いかとは思いますが、令和 5 年 4 月に子ども基本法が施行され、子どもの権利に関することが基本理念として法律に規定をされております。またそれと同時に、子どもの権利を保証し、健やかな成長を後押しするための司令塔として、子ども家庭庁が発足をいたしました。3 つ目が、日野市における新たな子育て支援総合拠点の開設というものでございます。日野市では先ほどもご説明があったかと思いますが、令和 6 年度の初め頃を目途に、子ども・子育て支援の総合拠点となります。仮称子ども包括支援センターみらいくや、子どもなんでも相談を設立し、すべての子どもの成長を切れ目なく支援するための環境整備を現在進めているところでございます。その下の目的でございますが、今申し上げたような子どもを取り巻く現状や子どもの権利に関する国の法整備、そして本市における子ども支援策の拡充のための環境整備、これらの動きを 1 つの契機としてとらえ、それ

らの動きと合わせて今回の子どもオンブズパーソン制度を創設して子どもの健やかな成長を支援していくこととさせていただきます。

3ページをご覧ください。子どもオンブズパーソン制度案の概要でございます。まず(1)の子どもオンブズパーソンとは、というところでございますが、子どもオンブズパーソンはいじめや虐待などの相談に応じ、公正・中立な立場で子どもにとって最善の利益を考え、子どもに寄り添いながら問題の解決を図っていく公的な第三者機関でございます。具体的な処分等につきましては、後程の条例素案の中の説明でご説明をさせていただければと思います。その下(2)の子どもオンブズパーソン制度案の基本的な考え方でございます。子どもの権利侵害は学校や家庭などの閉鎖的な社会・空間で起こることが多く、問題が表面化しにくい構造となっております。ですので子どもオンブズパーソン制度案では子どもが相談しやすい仕組みとすることが大変重要だという風に考えているところでございます。本市の制度案では、子どもにとって相談先がわかりやすいよう、またいつでも気軽に相談することができるよう、子どもオンブズパーソンの相談窓口は子どもに関するあらゆる相談の窓口となる子どもなんでも相談と一本化することを想定しております。ただし、子どもなんでも相談を介さずに直接子どもオンブズパーソンに相談したいという場合も当然想定されますので、子どもオンブズパーソンへの直接の相談にももちろん対応いたします。また、子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談の相談員につきましては、連携をいたしまして情報を共有しながら対応していくことを想定しているところでございます。今申し上げたように相談窓口を一本化して連携を図ることで、様々な相談の中から子どもの権利侵害に関する相談を適切に子どもオンブズパーソンにつなぐことができるという風に考えているところでございます。

では4ページをご覧ください。こちらは現時点での子どもなんでも相談の案について、参考資料として掲載をさせていただいたものでございます。

その次、5ページをお開き願います。こちら、子どもオンブズパーソン制度の手続きの流れのフロー図になります。フロー図の一番左の囲みの部分ですが、こちらが相談者で、左から右に向かって手続きが進んでいくような流れとなっております。相談者の相談先については、子どもなんでも相談または子どもオンブズパーソンのいずれかとなりますので、上の黒い矢印が子どもなんでも相談、その下の波線の矢印が子どもオンブズパーソンへの直接の相談の流れとなります。上の黒矢印の子どもなんでも相談が相談を受ける場合ですが、その場合は相談員が相談をお受けし、対応いたします。相談方法は、面談、電話、メールの他、公立の小中学校の場合は学習用端末を使った相談も想定をしております。相談をお受けした際、相談者が子どもオンブズパーソンへの相談を希望する場合や、相談員が子どもオンブズパーソンに繋ぐ案件であると判断した場合には、図の真ん中あたり子どもオンブズパーソンにそのご相談を引き継ぐ形になります。一方、子どもオンブズパーソンが直接相談を受ける場合、下の波線の矢印の場合ですが、子どもオンブズパーソンは毎週1回2時間程度の相談日を設けて対応する予定でございます。ですので相談をいただいた日が相談日で

あれば、その日の担当の子どもオンブズパーソンが相談をお受けし、対応いたします。相談方法は面談、電話、メール、後は市のホームページからの指定の相談フォームなどを現在想定しているところがございます。相談を受けた際、相談の内容が子どもの権利侵害に当たらないような場合につきましては、子どもなんでも相談や適切な機関に引き継ぐなどの対応を行います。相談いただいた日が相談日以外の対応でございますが、その場合はまずは子どもオンブズパーソンの事務局の職員が最初の相談を受けることになります。その場合相談者が子どもであった場合につきましては事務局職員から速やかに子どもなんでも相談に相談をお繋ぎいたします。相談者が大人の場合につきましては、事務局の職員にて、直近の子どもオンブズパーソンの相談日の予約調整を行うことを想定しているところがございます。子どもオンブズパーソンによる相談受付後の対応でございますが、相談の内容や相談者のご意向などにもよりますが、救済の申し立てとして受理をさせていただく場合と、単に相談としてお受けする場合のいずれかが想定されます。救済の申し立てとして受理をする場合につきましては、市長や教育委員会などのいわゆる市の機関などに対して調査や調整を行い、必要に応じて是正措置を講じるよう勧告等を行います。一方単に相談としてお受けする場合につきましては、相談者のお話を丁寧に伺い、必要に応じて事実等の確認を行うための助言等を行うことになるかと思っております。ここまでが制度の概要ということになります。

続きまして、6ページをお開き願います。6ページ以降は、子どもオンブズパーソン条例素案の概要となります。では7ページをお開きください。第4条の組織等の規定をご覧になっていただければと思います。第1項は定数に関する規定でございます。子どもオンブズパーソンの定数は2人といたします。現時点では、弁護士などの有資格者から1人、それと大学教授などの学識経験者から1人を委嘱することを想定してございます。同条第2項は、任期に関する規定でございます。任期は1期を3年間とし、1期に限り再任可としております。

8ページをお開き願います。第7条の職務の内容等の規定の第1項をご覧ください。第1項の各号には子どもオンブズパーソンの職務を規定しております。第1号には、相談に応じ必要な助言・支援を行うこと、第2号には救済の申し立て又は自己の発意に基づき、調査や調整を行うこと、第3号には是正等の勧告または要請を行うこと、第4号には制度の改善を求める意見表明を行うこと、第5号には是正勧告・意見表明等の内容を公表すること、そして第6号には相談や救済の申し立ての処理状況等について、毎年度市長と議長に報告し公表することと定めております。

それでは9ページをお開き願います。9ページの真ん中あたり、第8条です。子どもオンブズパーソンの責務の規定をご覧ください。子どもオンブズパーソンのいわゆる義務を果たすべき責任について定めております。第1項では基本的な責務として、子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら子どもにとって最善の利益が図られるよう公正かつ適正に職務を遂行すること、第2項では市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に務めること、第3項では守秘義務を規定しております。

では1枚おめくりいただきまして、10ページをお開き願います。第9条です。市の機関の責務の規定をご覧ください。第9条では、市の機関の義務を果たすべき責任について定めております。第1項では子どもオンブズパーソンの職務が円滑かつ適正に行われるよう、その職務の遂行に関して独立性を尊重し、積極的に強力・援助すること、第2項では子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、その勧告等を尊重し、誠実に対応しなければならないことを規定しております。その下の第10条、市の機関以外のものの責務の規定をご覧ください。第10条で言う市の機関以外のものの具体的な例といたしましては、例えば都立高校の設置主体となる東京都の他、学習塾・スポーツクラブなどを運営する民間の事業者などが想定されております。第10条では、それら市の機関以外のものの義務を果たすべき責任について定めたもので、こちらは努力義務として子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関して、可能な限り協力するよう努めなければならないと規定をしております。その下の第11条の相談及び救済の申し立ての範囲の第1項の規定をご覧ください。第11条、第1項では、子どもオンブズパーソンがどのような事案について相談や救済申し立てを受け付けるかの範囲を定めております。第1項第1号の市内に住所を有する子どもの人権侵害等に係るもの、または第2号の市外に住所を有する子どもの人権侵害等に係るものであって、救済の申し立ての原因となる事実が市内で生じたもの、これらのいずれかに該当すれば子どもオンブズパーソンに対して相談や救済の申し立てを行うことができます。なお市外に住所を有する子どもの場合の具体的な例といたしましては、例えば市外にお住まいのお子さんが市内の高校に在学している場合で、在学中の高校で権利侵害が発生した場合などが考えられます。

11ページをお開き願います。第12条の相談及び救済の申し立ての資格等の規定をご覧ください。第12条では、子どもオンブズパーソンに対して相談や救済の申し立てをすることができるものの資格などについて定めております。先ほど第11条で申し上げました申し立ての範囲に該当する事項であれば、誰でも相談や救済の申し立てをすることができます。

少し飛びまして、14ページをお開き願います。第17条の規定でございます。勧告または意見表明、その報告の規定でございます。第17条では、市の機関に対する是正措置の勧告等について定めております。子どもオンブズパーソンはその権限として、調査の結果子どもの人権侵害があると認めた場合は市の機関に是正等の措置を講じるよう勧告したり、制度の改善を求める意見表明をしたり、またそれらを行った市の機関に対して講じた是正・改善措置の報告を求めることができます。その下、第18条の市の機関以外のものに対する要請等の規定をご覧ください。第18条は、市の機関以外のものに対する是正措置の要請について定めております。子どもオンブズパーソンは、調査の結果子どもの人権侵害があると認めた場合、市の機関以外のものに対しては是正等の措置を講ずるよう要請をすることができ、要請を行った市の機関以外のものに対しては、是正の措置の報告を求めることができます。

15ページをお開き願います。第19条、是正措置等の規定をご覧ください。第19条には、市の機関が子どもオンブズパーソンから是正措置等の勧告を受けた場合、または市の機関

以外のものが子どもオンブズパーソンから是正措置等の要請を受けた場合の手続きについて定めております。第1項および第2項は、市の機関による対応規定で、第3項は市の機関以外のものによる対応の規定となっております。市の機関は60日以内に必要な措置等を講じ、その旨を子どもオンブズパーソンに報告することとし、必要な措置等を講ずることができない場合については、その理由を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない旨規定されておりますが、市の機関以外のものは要請に対して適切に対応するよう努めるとともに、こうした是正措置等を子どもオンブズパーソンに報告するよう努めなければならないという形で、努力義務の規定としてございます。長くなってしまいましたが説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

**【福田委員長】**

この日野市子どもオンブズパーソン条例(素案)に関するパブリックコメントの実施ということで説明いただきました。

この件に関しまして何かご質問あるいはご意見をいただきたいと思っております。

**【岩谷委員】**

情報として知っておきたいのですが、このオンブズパーソンに関するところでは実際に行政等に対する勧告っていうのがすごく書かれておりますが、実際救う子どもたちの家庭であったりとか、その辺りの実際の動きというのはやはり行政の方で対応するということになるのでしょうか。

**【庁内連絡会：松田委員】**

家庭の動きというのは、実際のご家庭に関する支援という事でよろしいでしょうか？

**【岩谷委員】**

実際に動いている世田谷区とか国立市が成功しているということで参考になさっていると思うのですが、お子さんから例えば相談が上がる前提で端末等も使われるということなので、非常に相談が上がりやすいだろうとは思いますが。そこで実際に相談が上がったとき、その問題が家庭にあった場合にはどのような対応をするのかということをお聞きしたいと思います。

**【庁内連絡会：松田委員】**

大変失礼いたしました。

家庭に問題がある場合につきましては、やはり子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談の相談員が連携をして情報共有しながら対応していくという形になりますので、もし家庭での問題の場合は場合によっては子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していくという形になるかと思っております。

**【岩谷委員】**

ありがとうございます。

**【福田委員長】**

時間が限られておりますので、このパブリックコメント、あるいはこの素案に関してのご意

見は、メールにて事務局の方に今日以降受け付けるということで、委員の皆様、意見・提言等、ぜひ事務局の方にお寄せいただければと思います。

ここで次第 5 は終了させていただきまして、最後次第の 6 に進みます。事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

**【事務局：簗野】**

今後の予定につきまして事務連絡でございますが、2 点お話させてください。

第 3 回の委員会ですけれども、令和 6 年 2 月の 20 日火曜日、10 時から 12 時で開催を予定しているところでございます。今年度最後の委員会でございます。会場は本日と同様、こちらの防災情報センター災害対策本部室でございます。開催通知につきましては 1 月中旬以降、改めてご送付させていただきます。

もう 1 点、庁内連絡会の皆様へのご連絡となります。11 月から 12 月を目途に、子どもの貧困対策に関する基本方針の各事業の令和 5 年度におけます第 2 回の進捗状況調査を実施する予定となっております。ご依頼につきましては、庁内掲示板を通して行わせていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですがご協力・ご理解のほど、どうぞよろしく願います。事務局からは以上でございます。

**【福田委員長】**

ありがとうございました。

委員の方々から、他に何か全般にわたるご意見・ご感想等ございますでしょうか。

**【平田委員】**

先ほどの子ども食堂の補助金の申請についての時に、お話できなかったことがあります。私は本当に個人でやろうと 6 年前に思いました。しかし今回補助金が出ることで、私にとっては素晴らしい、日野市が応援をしてくださったなど感じ感謝申し上げます。

子ども食堂を行うにあたって保険の加入が必要ですが、個人で行う子ども食堂に対しての保険の支援が何もありませんでした。いつも地域でお願いしている保険会社の方に相談したところ、最初はそのような保険はないと言われたのですが、3 日間待ったらいいお返事が来て、素晴らしい・新しい種類の保険ができました。おかげさまで申請できることになりまして、本当にありがとうございます。

この制度がなければ、保険会社も子ども食堂の認識が弱く、安全のため保険に加入したくともうまくいかなかったようなことがありましたが、日野市がこういった取り組みをしてくれたおかげで私もこれからは元気に活動できるかなと思って、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

それから私のところには、夏休みにひのみらの学生さん、大坂上中学のボランティアの学生さん、三沢中の学生さん、それから高校の子どもたちがみんな見学とお手伝いに来てくれました。私たちスタッフ高齢者なのですが本当に助かって、一緒に活動できて、子どもたちも「高齢の方と触れ合うことができよかった」とか、「思いやりが大切、笑顔が大切、みんなが待っていてくれたことがとてもうれしかった」等、そんな感想をたくさんいただきました。

たので、これも報告させていただきます。以上です。

**【福田委員長】**

ありがとうございました。

それでは定刻になりましたので、本日はこれで終了いたしたいと思います。ご多用のところ、令和5年度第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会にご出席いただきましてありがとうございました。これを持ちまして、本日の委員会を閉じさせていただきます。